

ガス選択約款 業務用季節別契約

2025年3月15日実施

新宮ガス株式会社
ガス小売事業者登録番号G0012

目 次

1. 目	的	2
2. 選 択 約 款 の 変 更		2
3. 用 語 の 定 義		2
4. 適 用 条 件		3
5. 契 約 の 締 結		3
6. 使 用 量 の 算 定		4
7. 料	金	4
8. 単 位 料 金 の 調 整		4
9. 需 給 契 約 の 補 償 料		4
10. 契 約 の 変 更 又 は 解 消		5
11. 契 約 の 変 更 又 は 解 消 に 伴 う 契 約 最 大 使 用 量 超 過 補 償 料 の 精 算		5
12. 契 約 の 解 消 に 伴 う 契 約 中 途 解 消 補 償 料		6
13. 本 支 管 工 事 費 の 精 算		7
14. 緊 急 調 整 時 の 措 置		7
15. そ	の	7
付	則	8
(別表)		
1. 料 金 表 1		9
2. 料 金 表 2		10

1. 目的

この選択約款は、お客さまの負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ①供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ②契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいいます。（小数点以下切り捨て）
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約の開始から終了までの契約で定める月別使用予定量をいいます。なお、月別使用量における当月分使用量とは、当月定例検針分使用量（前月の定例検針日の翌日から当月の定例検針日までの使用量）をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない使用量をいい、「契約年間引取量」は契約最大使用量の400倍以上

であることといたします。

- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。(小数点以下切り捨て)
- (6) 「最大需要期」とは、1月分(12月検針日の翌日から1月検針日まで)から3月分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの3か月の期間をいいます。
- (7) 「その他期」とは、4月分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの8か月間をいい、「冬期」とは、12月分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月間をいいます。
- (8) 「消費税等相当額」とは、消費税の規定により課される消費税及び地方税法も規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (9) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法に基づく税率を加えた値をいいます。
- (10) 「単位料金」とは、7に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 契約最大使用量が6立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間使用量が契約最大使用量の400倍(小数点以下切り捨て)以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が400立方メートル以上であること。
- (4) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限又は中止)に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、お客さまの過去の実績、同一業種の操業度、及び使用設備の内容等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
 - ①契約最大使用量
 - ②契約年間使用量
 - ③契約年間引取量

④契約月平均使用量

⑤契約月別使用量

(3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものいたします。

6. 使用量の算定

最大使用量は、原則としてガスメーター又は使用設備の内容、使用実態等に基づき算定いたします。

7. 料 金

(1) 料金については別表の料金表によるものとします。

(2) 当社は、別表の料金表（定額基本料金、流量基本料金単価及び基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

(3) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

一般ガス小売供給約款23. 単位料金の調整により算定いたします。

9. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、契約年間引取量未達補償料及び契約最大使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料（消費税等相当額を含みます。）を、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものいたします。

なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。(1) 契約年間引取量未達補償料

①お客さまの実績年間使用量が、契約年間引取量（契約最大使用量の400倍）に満たない場合には、以下の算式によって算定する金額を限度とする契約年間引取量未達補償料（消費税等相当額を含みます。）をお支払いいただきます。ただし、当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left[\left(\text{契約年間引取量} - \left[\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に} \\ \text{定める契約月別使用量に各} \\ \text{月の単位料金を乗じたもの} \\ \text{の合計額を契約年間使用量} \\ \text{で除し、小数点以下第3位} \\ \text{を四捨五入した額} \end{array} \right) \right]$$

②契約年間引取量未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの補償料との合計額が、実績年間使用量に一般ガス小売供給約款に定める料金表を適用して算定される料金総額の103パーセント（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものいたします。

(2) 契約最大使用量超過補償料

①最大需要期において最大の1時間当たりの実績使用量が契約最大使用量の105パーセント（小数点以下切り上げ）を超えた場合には、以下の算式によって算定する金額を限度とする契約最大使用量超過補償料（消費税等相当額を含みます。）をお支払いいただきます。

$$\text{契約最大使用量超過補償料} = \left[\left[\begin{array}{c} \text{最大の1時間} \\ \text{当たりの実績} \\ \text{使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{契約最大} \\ \text{使用量} \\ \times 1.05 \end{array} \right] \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{契約種別の流量} \\ \text{基本料金単価} \\ \text{相当額} \times 1.1 \end{array} \right] \times 12$$

②お客さまから超過が発生する月の月別使用が開始するまでに、超過が発生する旨の通知が行われ、当社と協議の上合意が成立した場合、前号は適用いたしません。

③前号による合意が成立した場合、当社は原則として超過したガス量を翌年度の需給契約の契約最大使用量に反映いたします。

④需給契約に定める契約期間中に契約最大使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、①によって算定する金額が、前記確定金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過補償料としてお支払いいただきます。

10. 契約の変更又は解消

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくはこの選択約款が変更された場合には、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものいたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものいたします。

11. 契約の変更又は解消に伴う契約最大使用量超過補償料の精算

契約期間中において契約の変更又は解消が生じた場合であって変更月又は解消月以前に契約最大使用量超過補償料を申し受け、若しくは申し受けることが確定している場合には、補償料算定式のうち「12」とあるのを「契約月から解消月までの月数」として補償料を算定しなおして差額を精算いたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

ただし、10(1)の規定による契約の変更又は解消であって当社がやむをえないと判断した場合以外、若しくは10(2)の規定による契約の解消であってお客さまの契約違反のみによる場合には、契約最大使用量超過補償料の精算は行いません。

12. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が10（1）の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、若しくは10（2）の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料（消費税等相当額を含みます。）を申し受けます。

なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（1）新たにこの選択契約に基づいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料（消費税等相当額を含みます。）を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left[\begin{array}{c} \text{解消日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{契約種別の 1 か月} \\ \text{当たりの基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right]$$

（2）新たにこの選択契約に基づいて契約を締結する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料（消費税等相当額を含みます。）を申し受けます。ただし、新たに締結する契約の内容が次の①又は②に該当する場合は、この限りではありません。

① 新たに締結する契約の基本料金が解約前の契約の基本料金と同額又はこれを超える場合

② 新たに締結する契約の契約年間使用量が解約前の契約の契約年間使用量と同量又はこれを超える場合

$$\begin{aligned} \text{契約中途} \\ \text{解消補償料} &= \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{前契約の 1 か月} \\ \text{当たりの基本料} \\ \text{金相当額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{新契約の 1 か月} \\ \text{当たりの基本料} \\ \text{金相当額} \end{array} \right] \right\} \\ &\quad \times \left[\begin{array}{c} \text{解消日の翌月から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right] \end{aligned}$$

（3）契約中途解約補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの補償料との合計額が、実績年間使用量に一般ガス小売供給約款に定める料金表を適用して算定される料金総額の103パーセント（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。

1 3. 本支管工事費の清算

本支管工事を伴う新增設後、この選択約款に基づく契約により使用を開始して1年未満の契約期間中において契約を解消するとともに、当社（導管部門）が供給するガスの使用を廃止する場合には、当社（導管部門）は原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社（導管部門）負担額（消費税等相当額を含みます。）を全額申し受けます。

1 4. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の各料金表の基本料金を次の算式によって引きいたします。また9の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

（1）定額基本料金割引額

$$= \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当月月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

（2）流量基本料金割引額

$$= \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

1 5. その他

その他事項については、一般ガス小売供給約款を適用いたします。

付則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2025年3月15日から実施します。

2. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. この選択約款の実施に伴う切替措置

2025年3月の定期検針日以降で且つ2025年4月1日以降に初めて支払義務が発生する料金から、この選択約款を適用します。なお、2025年3月31日までに支払い義務が発生する料金は、この選択約款の実施前の業務用季節別契約に基づき料金を算定するものといたします。

(別表)

1. 料金表1 業務用季節別契約第一種 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

その他期	1か月及び ガスメーター1個につき	15,400.00円
冬 期	1か月及び ガスメーター1個につき	15,400.00円

(2) 流量基本料金単価

その他期	1立方メートルにつき	1,100.00円
冬 期	1立方メートルにつき	1,100.00円

(3) 基準単位料金

その他期	1立方メートルにつき	106.81円
冬 期	1立方メートルにつき	118.34円

(4) 調整単位料金

(3) 各基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

2. 料金表2 業務用季節別契約第二種 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

その他期	1か月及び ガスメーター1個につき	10,230.00円
冬 期	1か月及び ガスメーター1個につき	10,230.00円

(2) 流量基本料金単価

その他期	1立方メートルにつき	880.00円
冬 期	1立方メートルにつき	880.00円

(3) 基準単位料金

その他期	1立方メートルにつき	131.00円
冬 期	1立方メートルにつき	142.55円

(4) 調整単位料金

(3) 各基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。